

証券取引法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（安定操作取引をすることができる場合）</p> <p>第二十条 安定操作取引（法第五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることを行う。次条において同じ。）は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（目論見書への記載）</p> <p>第二十一条 安定操作取引又はその申込み、委託等若しくは受託等は、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券に係る目論見書に、次に掲げる事項の記載がある場合で</p>	<p>（安定操作取引をすることができる場合）</p> <p>第二十条 安定操作取引（法第五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等をいう。以下同じ。）又はその委託等若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることを行う。次条において同じ。）は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（目論見書への記載）</p> <p>第二十一条 安定操作取引又はその委託等若しくは受託等は、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券に係る目論見書に、次に掲げる事項の記載がある場合でなければ</p>

なければ、してはならない。

一～三 (略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 法第九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第九十三条の二第四項の規定による権限(次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限(法第七十二条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))並びに第七十二条の二第二項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。

一・二 (略)

三 法第二十七条の五本文(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付期間中に行う公

、してはならない。

一～三 (略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 法第九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第九十三条の二第四項の規定による権限(次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限(法第七十二条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))並びに第七十二条の二第二項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。

一・二 (略)

三 法第二十七条の五本文(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付期間中に行う公

開買付者若しくはその特別関係者その他の関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第二項（法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者若しくはその関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

2
(略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

- 一 法第九十七條の罪
- 二 法第九十七條の二第一号から第十号まで又は第十三号の罪
- 三 七 (略)

開買付者又はその特別関係者その他の関係者に対する法第二十七条の二十二第二項（法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者又はその関係者に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

2
(略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

- 一 法第九十七條（第一項第五号及び第六号を除く。）の罪
- 二 法第九十八條第一号から第十号まで又は第十八号の罪
- 三 七 (略)

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

改正案	現行
<p>（政令で定める罪）</p> <p>第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一〇十一（略）</p> <p>十二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号に規定する罪（同法第百五十八条に係るものに限る。）</p> <p>十三 四十五（略）</p>	<p>（政令で定める罪）</p> <p>第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一〇十一（略）</p> <p>十二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第七号に規定する罪（同法第百五十八条に係るものに限る。）</p> <p>十三 四十五（略）</p>